コンサルティングエンジニア連盟 令和4年(第21回) 通常総会のご報告

平素、連盟活動に対しご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

下記の通り、コロナ禍の中ですが令和 4 年 (第 21 回)の通常総会をテレビ会議によって開催し、建設コンサルタンツ協会 7 階会議室に 14 名にお集りいただき、また、全国から 34 名の方にリモートでの出席をいただき、各議案をご審議いただき、了承を得たことをご報告いたします。今期につきましても引き続き連盟の活動にご協力いただくようお願いいたします。

コンサルティングエンジニア連盟 令和 4 年 (第 21 回) 通常総会 日時 令和 4 年 2 月 15 日 (火) 10 時 30 分から 11 時 00 分 場所 建設コンサルタンツ協会 7 階 会議室

議事次第

- 1. 開 会
- 2. 会長挨拶
- 3. 議事

議案第1号 令和3年(第21期)活動報告並びに決算報告・監査報告

コンサルティングエンジニア連盟(以下、CE 連盟)は、社会資本の整備推進と改善、これを担当するコンサルティングエンジニア(以下、CE)の社会的・経済的地位の向上を目指し、令和3年は3つの方針を掲げて活動を行ったことを報告した。

- (1) 安全・安心な国づくりのための社会資本整備の継続的推進 ~インフラ老朽化・長寿命化、防災・減災、ウイズコロナの時代への予算確保と執行
- (2) コンサルティングエンジニア (CE) の活用、育成
 - a.地域を良く知る地域密着 CE の活躍の場の創出と支援
 - b. 多様な発注方式による CE の活用
 - c. 売上・単価のアップによる利益確保と若者に魅力ある職場となる調達方法
- (3) コンサルティングエンジニア (CE) の地位の向上
 - a.本来 CE の保持する著作権への配慮
 - b.CE の法的根拠となる資格法や職業法の法制化
 - c.公共事業に限定した CE のための新調達法制定

建設コンサルタント業界は急速に進む新しい建設生産システムの構築、公共調達の変化、建設関連事業の推進方法の変化、建設コンサルタントの役割と活動領域の拡大など、取り巻く環境の変化に加えて、令和2年の初めころから世界的に拡大し始めた新型コロ

ナウイルス感染症に対して、それとの共存を「ウイズコロナの時代」として、新たな働き方(テレワーク等)、新たな生活様式のみならず、新たな社会資本整備の進め方(i-Construction、DX、BIM/CIM などの活用)が必要となり、これまでとは違う「価値観の転換」が求められている。

課題を根本的に解決するためには、CE 連盟の活動方針にある「公共事業調達法(仮称)」の制定や、資格法や職業法など CE の法制化を推進し、我々の経営を左右する公共調達の仕組みを改革し、CE の地位向上、品質確保に努めていく必要があると考えている。これらについては、連盟が支援してきた職域代表の脇雅史元参議院議員、佐藤信秋参議院議員が中心になって取り組まれ、平成 26 年 6 月に公布の改正品確法では、公共工事の品質確保のための担い手の中長期的な確保を基本理念として掲げられ、関係企業の適正利潤の確保が発注者の責務として明記された。

さらに、令和元(2019)年6月14日には佐藤信秋、足立敏之両参議院議員が中心となって2回目の改正品確法が公布、施行され、「緊急対応強化の充実強化」、「働き方改革への対応」、「生産性向上への取組」に加えて、建設コンサルタント業務の主体である我々の設計業務を測量、地質調査、その他の調査(点検及び診断を含む)と併せ、「公共工事に関する調査等」として法律第2条に初めて追加定義された。

令和3年2月15日(CE連盟総会の前日)に、自民党「公共工事品質確保に関する議員連盟」(以下、品確議連)の総会に連盟設立以来、初めて連盟幹部が出席し、従前、建コン協と連名で提出していた要望書を、初めて連盟独自に提出できたこと等、このような連盟の政治活動の社会的認知度の向上が、今後の連盟活動に大きな弾みとなると考えている。この要望書は、根本品確議連会長から当時の赤羽国土交通大臣に手渡され(次頁の写真参照)、要望の1つである「設計業務委託等技術者単価アップ」が、コロナ禍の財政状況から不安視されたものの、佐藤、足立両議員の尽力もあって、令和3年2月には9年連続単価アップ(平均1.6%)が実現している。

令和3(2021)年は、将来の会員予備軍でもある若い方の政治活動への理解と興味を促進して入会希望者を募るべく、40歳未満の希望者を対象に「準会員制度」(会費無料、様々な特典、優遇制度)を創設し、かつ、入会促進のポスターとリーフレット(次頁の画像参照)を作成し建コン協会員企業の指定代表者及び全連盟会員へ配布した。

こうした中、足立参議院議員は、令和3年3月8日の国会、参議院予算委員会(次頁の写真参照)において、建設中止となった川辺川ダムの効果について、当時の菅総理、赤羽国土交通大臣に問い質し、建設促進の回答を引き出した。また、近年特にインフラ投資による社会資本整備が韓国に大きく差をつけられ遅れていることに言及し、麻生財務大臣から計画的なインフラ整備、推進の重要性に係る返答を得た。

また、6月7日の参議院決算委員会では、「日本経済の現状とインフラ投資の必要性」 についての総括質疑において、当時の菅総理から計画的な公共投資の必要性と建設産業 の振興について前向きな答弁を引き出した。

これら、佐藤、足立両議員による国会における政治活動を通じて、我々、CE 連盟の要請が立法・行政府に着実に伝えられ、実現に向けて動き始めていることを実感した年である。こうした背景の下、コロナ禍による会議等の活動抑制も手伝って、両議員へそれぞれ 250 万円ずつの政治献金を行ったものの、次期繰越が増えた。また、監査役による監査よって、会計処理が適法かつ妥当であることが認められた。

議案第2号 令和4年(第22期) 活動方針(案)並びに予算 1.令和4年コンサルティングエンジニア連盟の活動基本方針

CE 連盟は「国民の安心・安全と良好な環境を確保し、我が国の持続的発展を実現するためには社会資本整備が不可欠」との認識のもと、立法・行政府に働き掛けるとともに、社会資本整備と建設コンサルタントの重要な役割に理解のある我々の職域を代表する政治家を職域代表として、これまで、脇雅史元参議院議員、佐藤信秋参議院議員、足立敏之参議院議員の政治活動を支援してきている。

令和3年は、CE 連盟会員各位の、これまで以上の理解と支援を戴き、会員数と口数が前年比約10%増となった。令和4年は、これまでの活動を踏まえて、新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」が新たな脅威となっているものの「ウイズコロナの時代」に向かう中で本格的な活動を進めるが、7月に我々の職域代表として推薦した足立議員が2回目の参議院選挙を迎え、連盟の足立議員への政治活動支援の成果が問われる。

CE 連盟の設立 22 年目は、「ウイズコロナ」の新たな時代の中で、連盟の社会的認識と役割が高まってきたことを踏まえて、連盟が目指す以下の 3 つの大きな方針を基本として活動していくことに、会員の皆様のご理解とご支援をお願いしたい。

(1) 安全・安心な国づくりのための社会資本整備の継続的推進

インフラの老朽化・長寿命化、防災・減災、ウイズコロナへの予算確保と執行 平成23年3月11日の東日本大震災発生以後も日本列島は、毎年風水害、地震が発生して甚大な被害に見舞われている。

このように国土の強靭化や国民の安心・安全に資する社会資本整備が推進されていく中で、今後も発生する自然災害や、新型コロナウイルス感染症といった新たな脅威に対して、CE連盟は、「ウイズコロナの時代」の新たな社会資本整備に向けて、国民の安心・安全を守る国土強靭化や、新たな働き方改革に資するデジタル化やテレワーク環境整備、新しい生活様式等に対応する設備投資に必要な予算措置等についても強く要請していく。

(2) コンサルティングエンジニア (CE) の活用、育成

a.地域を良く知る地域密着 CE の活躍の場の創出とポストコロナ対応へ支援

災害発生時に人命・財産の確保に向け、素早く貢献できる企業と人材の確保は国の責務であり、地方の活性化を図ることは国土形成上の重要な目標である。

新型コロナウイルス禍により国民に新たな生活様式が求められ、我が業界でも新型コロナウイルス禍の中での新しい働き方が求められ、地域コンサルタントにおいては、特に、DXの推進においてテレワーク実施での著作権等に係る問題解決、技術基準・指針等の電子化対応がネックになっており、これらの課題に対して、設備投資等を含めた支援が無ければ、テレワーク等の新たな働き方改革の進展は望めない状況にある。

加えて BIM/CIM 等の導入において、経営基盤の脆弱な地域コンサルタントにとっては、ハード・ソフト整備には莫大な投資が必要で厳しい状況にある。コストの問題に加えて、ICT に詳しい人材の確保・育成も大きな障害であり、官による人材支援センターの設置等も必要である。地域コンサルタントの活用とともに、国、自治体に対して、これらへの環境整備に対する人材育成と予算等の支援を求めていく。b.多様な発注方式による CE の活用要請と支援

建コン協からも委員として参画する政府の「建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」では、4つの課題「効率的で質の高い事業の実現(設計思想等の伝達・共有)」、「多様な事業者が活き活きと参画できる開かれたインフラ産業(関連産業の共創・連

携)」、「創造的な成果を活かしやすい発注方法(BIM/CIM 前提の積算・契約等)」、「安全で働きがいのある労働環境(データなどのクラウド確認)」に対応するべく検討が進められており、これからの新しい建設生産・管理システムの取組みが待ったなしの状況にある。CE 連盟としても CE の新たな役割、活用、支援を求めていく。

c.売上・単価のアップによる利益確保と若者に魅力ある職場となるよう働き方改革の推進建コン協の令和 2 (2020) 年の経営分析結果によると、コロナ禍にあって営業利益率は過去 6 年間で初めて 7.9%と 7%を超えたとのことであるが、一般的な企業に比べると依然低いレベルにある。令和 3 年には設計業務で平均 1.6% (令和 2 年は 3.1%)の技術者単価の改善があったが、経営基盤の確立、人材の育成面からも更なる技術者単価のアップを要望していく。

また、令和3 (2021) 年6月に男性が育児休業(育休)をとりやすくする改正育児・介護休業法が成立し、令和4年4月から企業が従業員に育休取得の意向を確認することが義務化された。人材(新卒、若手、女性、シニア層等)の確保、育成、単価アップのみならず、働き方改革(多様性、ワークライフバランス、ノー残業デー、ウイークリースタンス、コロナ禍でのデジタル化・テレワーク環境整備等)など、今後の働き方改革に整合した職場環境の改善が必要である。

特に、「ウイズコロナ時代」の新しい働き方を喫緊の課題と認識し、適正工期、納期の 平準化、繰り越しの柔軟な活用、適正な設計変更、ダンピング防止等も求めていく。

- (3) コンサルティングエンジニア (CE) の地位の向上
 - a.本来CEの保持する著作権への配慮

著作権法の中では、著作者人格権や同一性保持権は CE に帰属することになっているので、約款の運用に際しては CE の権利に十分配慮することを発注者に要請していく。さらに、CE の著作権の保護、権利の拡大を求めていく。

b.CE の法的根拠となる資格法や職業法の法制化

CE 連盟は、CE の中立性・独立性と専門的技術が法的に認知された魅力ある職業へ向けて、現行の建設コンサルタント登録規程の不備な部分の抜本的な改正を踏まえて、CE の社会的地位を確立する、資格法や職業法などの法制化の実現を求めていく。

c.公共事業に限定したコンサルティングエンジニアのための新調達法制定

品確法の精神をより徹底するため、会計法、地方自治法に縛られない公共事業に限定 した新法「公共事業調達法(仮称)」の制定を立法・行政府に働き掛けていく。

平成 26 (2014) 年の改正品確法の主旨は、我々が求めてきた調査・設計を含む公共調達法の性質を色濃くするもので、発注者責任の明確化、多様な入札契約制度の導入・活用などが謳われ、地方自治体も同様の公共事業調達を適正化していく方向性が示されている。さらに、令和元年6月公布、施行の再改正品確法では、建設コンサルタント業務を「公共工事に関する調査等」として法律第2条で追加定義され、これまで、我々の職域の法的位置付けは「工事」の付随的取り扱いであったものが「調査等」と初めて法的対象として位置付けられ、明記されたことは、CE連盟が目指すCEの法律に裏付けられた社会的、経済的地位向上へ前進する、大きな一歩を踏みだすことにつながった。今後も連盟が目指す「公共事業調達法」の実現へ向けて活動していく。

- 2. 令和 3 年コンサルティングエンジニア連盟 (CE 連盟) の組織運営方針 CE 連盟は、1. に掲げる 3 大方針の実現へ継続的に CE の社会的、経済的地位の向上を立法・行政府に働き掛けるとともに、今年度は以下の組織運営方針の下で活動していく。
- a. 第26 回参議院選挙に向けて、職域代表として推薦した足立敏之参議院議員の支援 今年7月に予想される参議院議員選挙に改選・出馬を予定されている足立敏之参議院議 員を支援する活動に注力し、高位・高得票での当選を最大目標とする。
- b. CE 連盟の中期活動方針の策定

これまでの政治活動の成果が結実してきたことから、会員の連盟への理解が進み、会員数の増加による財政基盤が整いつつある。今後は、将来に向けた連盟の政治活動と 財政・会員数の関係を整理し、盤石な財政基盤のもとに政治活動を推進するための中期活動目標を策定する。

c. 若い会員の増強へ向けての活動に注力

準会員制度による将来を担う若い世代の会員増強と政治活動への理解を深める活動を 強化、推進する。

CE 連盟の将来を担う若い方が連盟活動、支援する国会議員の政治活動に理解を深め、適切な政治との関係性の中で、積極的な政治活動支援への参加を推進する。

d. 従前からの継続的活動

会員増強活動、会員への情報発信、立法・行政府への働き掛け、政治家への支援等

議案第3号 役員(関東支部長、東北支部長)選任の件

議案として稲田義克関東支部長の後任に濱中拓郎氏が、また、山﨑秀幸四国支部長の後任に天羽誠二氏が選任された。総会後に開催された役員会の席上、承認された。

議案第4号 連盟規約改訂の件

コンサルティングエンジニア連盟規約の改訂(若い方の入会を促進すべく、40 才未満の会員の会費を無料とする準会員制度を設け、現行の第6条(会員)の次に、第7条(準会員)を新設する)が報告された。

以上、令和 4 年 (第 21 回) 通常総会において、議案第 1~第 3 号が承認され、第 4 号が報告されたことをここにご報告します。

コンサルティングエンジニア連盟は、ご承認いただいた活動方針に沿って、活動してまいります。本年もご支援・ご協力のほど、重ねてお願いいたします。

コンサルティングエンジニア連盟 会長 長谷川伸一

連盟ウェブサイト http://consulting-engineer-renmei.jp/